

入札監理小委員会における審議結果報告 「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の LAN システムヘルプデスク業務」

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

本業務は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構という）が別途締結するリース契約により調達し、農研機構 LAN システムの業務用ネットワークに接続する Windows 10 及び 11 デスクトップ業務用端末、ならびに既存の業務用端末、また在宅勤務に使用する購入端末、レンタル端末、および既存の持出用端末に対応するヘルプデスクを開設し、問合せ・障害対応や端末管理などの業務を行うものである。

○事業期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 (36 ヶ月間)【市場化テスト 1 期目】

○事業の目的

本業務では、農研機構 LAN システムに接続する業務用端末や在宅勤務に使用する端末の障害対応、ソフトウェアの導入支援などにより、LAN システムの円滑な利用ができるよう、役職員へのヘルプデスク業務を実施することを目的とする。

(2) 選定の経緯

1 者応札が継続している案件として、令和 3 年度の事業選定において、競争性の改善を目的として「自主選定」され、令和 4 年 7 月 5 日閣議決定の公共サービス改革基本方針別表に初めて記載されたものである。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

(ア) 公告内容の周知（【資料 3-2】 P8/58）

- 入札公示後に入札説明会を実施し、広告内容を広く周知させることとした。

(イ) 応札者要件の緩和（【資料 3-2】 P42/58）

- 応札者の要件から「1000 人以上が在席する組織において 1000 台以上の端末の運用管理及びエンドユーザ対応の実績があること」とする要件を撤廃した。

(ウ) 常駐者要件の緩和 (【資料 3-2】 P31/58)

- 一部業務のリモート対応の提案を可能とした (ヘルプデスク室に配置し受注者に貸与する端末に農研機構が指定する方法にて接続でき、本仕様書の「5-2. 情報セキュリティの確保」、「5-5. 個人情報保護」の要件を満たし、つくば地区での現地作業を含め業務内容を滞りなく遂行できるようであれば、常駐でなくとも可とする)。

(エ) 引継ぎの業務、経費負担の明確化 (【資料 3-2】 P4/58)

- 引継ぎを業務の一部として明確化し、農研機構が必要な措置を講じるとともに、引継ぎの完了を確認することを明記した。
- 引継ぎに発生する費用負担先を明記した。

3. 実施要項 (案) の審議結果について

【論点 1】

応札しようとする業者の不安を小さくする方法の一つとして、開示可能な情報が分かるようにするべき。

【対応 1】

現契約の作業実施計画書、月次運用報告書、問合せ管理台帳及び端末管理台帳を開示することを具体的に記載した。(【資料 3-2】 P10-11, 42/58)

【論点 2】

【資料 3-2】 p31/58 の 3-4(2) 「業務従事者 3 名以上」の常駐者要件の緩和について、誤解を招かない分かりやすい記載とするべき。

【対応 2】

「業務に支障がない範囲にてリモートでの対応も可とし、常駐は問わない」と分かりやすく明記した。(【資料 3-2】 P31/58)

【論点 3】

【資料 3-2】 p34/58 の 4-2-1①に“電話、FAX、メール及び農研機構のグループウェア等を用いて”との記載があるが、DX 推進への対応として FAX は削除するべき。

【対応 3】

“FAX”の記載を削除した。(【資料 3-2】 P34/58)

4. 意見招請の対応について

令和 4 年 8 月 23 日から 9 月 12 日までパブリック・コメントを行い、1 者から 1 件の仕様明確化の要望があり、端末の仕様を具体的に明記した。また別途、2 件 (4 か所) の誤記等の修正を行った。(【資料 3-2】 P26, 30-31/58)

以上